

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等の信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第二条 平成三十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法の採用について承認を受けた組合が、同日の直前まで、第●条の規定による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(次条において「旧農協告示」という。)第九条第四項及び第十八条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、第●条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(次条及び第四条において「新農協告示」という。)第九条第四項及び第十八条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「組合を標準的手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「組合を基礎的内部格付手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法(同章第二節第二款第四目に規

定する内部評価方式を除く。」とし」とすることができる。

(農業協同組合等における証券化エクスポージャーの経過措置)

第三条 内部モデル方式採用組合及び先進的計測手法採用組合のいずれにも該当しない標準的手法採用組合にあつては、この告示の適用の日(以下「適用日」という。)から起算して三年を経過する日までの間は、新農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間

二十五パーセント

平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧農協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用組合が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合は、あらかじめその旨を行政庁に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用組合は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。
 (農業協同組合等のリスクリテンションに係る経過措置)

第四条 組合が適用日において保有する証券化商品に係る証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該組合がその保有を継続している場合に限り、新農協告示第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。

（漁業協同組合等の信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第五条 平成三十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法の採用について承認を受けた組合が、同日の直前まで、第●条の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（次条において「旧漁協告示」という。）第九条第四項及び第十八条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出するに当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、第●条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（次条及び第七条において「新漁協告示」という。）第九条第四項及び第十八条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「組合を標準的手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「組合を基礎的内部格付手法採用組合とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第二節第二款第四目に規

定する内部評価方式を除く。」とし」とすることができ。

(漁業協同組合等における証券化エクスポージャーの経過措置)

第六条 内部モデル方式採用組合及び先進的計測手法採用組合のいずれにも該当しない標準的手法採用組合にあつては、適用日から起算して三年を経過する日までの間は、新漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る場合には、新漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額にかかわらず、旧漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該上回る額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額を、自己資本比率の算式の分母における信用リスク・アセットの額の合計額のうち証券化エクスポージャーに係る部分とすることができ

適用日から起算して一年を経過する日までの期間

二十五パーセント

平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十五パーセント

2 前項の場合において、適用日から起算して三年を経過する日前に、新漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額が旧漁協告示により算出される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額を上回る状況が解消されたときには、当該解消された日以後は、同項の規定は適用しないものとする。

3 標準的手法採用組合が第一項の規定の適用を受ける場合又はその適用を中止する場合は、あらかじめその旨を行政庁に届け出るものとする。ただし、同項の規定の適用を中止する旨を届け出た当該標準的手法採用組合は、その届出の日以後は、同項の規定の適用を受ける旨を届け出ることとはできないものとする。
 (漁業協同組合等のリスクリテンションに係る経過措置)

第七条 組合が適用日において保有する証券化商品に係る証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該組合がその保有を継続している場合に限り、新漁協告示第二百二十四条第三項の規定は、適用しない。

（農林中央金庫の信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置）

第八条 平成三十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法の採用について承認を受けた農林中央金庫が、同日の直前まで、第●条の規定による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第十三条第四項及び第二十四条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出にする当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、第●条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（次条において「新農中告示」という。）第十三条第四項及び第二十四条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「農林中央金庫を標準的手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし」とあるのは、「農林中央金庫を基礎的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法（同章第

二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。」とし」とすることができ。

(農林中央金庫のリスクリテンションに係る経過措置)

第九条 農林中央金庫が適用日において保有する証券化商品に係る証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該農林中央金庫がその保有を継続している場合に限り、新農中告示第二百二十五条第三項の規定は、適用しない。

(農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件の一部改正)

第十条 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件(平成三十年^金農林

融 庁
水産省 告示第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

【別葉を挿入】

		改正後		<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(農業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条及び次条において「新農協告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二條第六項、第四百四十條第四項並びに第二百四十六條の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(農業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条及び次条において「新農協告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二條第五項、第四百四十條第五項、第二百三十六條第二項並びに第二百四十六條の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	
[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(農業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条及び次条において「新農協告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二條第六項、第四百四十條第四項並びに第二百四十六條の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	
[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(農業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条及び次条において「新農協告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二條第五項、第四百四十條第五項、第二百三十六條第二項並びに第二百四十六條の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	
[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(農業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条及び次条において「新農協告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二條第六項、第四百四十條第四項並びに第二百四十六條の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	

〔2・3 略〕

(漁業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第四条 当分の間、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下この条及び次条にお

〔2・3 同上〕

(漁業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第四条 当分の間、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下この条及び次条にお

<p>第二百四十六条の七第一項</p>	<p>同章(第五十条第二項及び第三項を除く。)の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>	<p>までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。</p> <p>「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。</p> <p>と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>
---------------------	---------------------------------	---------------	---

て「新漁協告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二條第六項、第四百四十條第四項並びに第二百四十六條の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔略〕		
第三百三十二條第六項	〔略〕	〔略〕
第四百四十條第四項	〔略〕	〔略〕
第二百七十条の七第一項	同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中	同章の規定中

て「新漁協告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二條第五項、第四百四十條第五項、第二百三十六條第二項並びに第二百四十六條の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔同上〕		
第三百三十二條第五項	〔同上〕	〔同上〕
第四百四十條第五項	〔同上〕	〔同上〕
第二百三十六條第二項	第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。	第五十条から第五十条までの規定を準用する。この場合において、「標準的組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

「と、第五十条第四項中「前三項」とあ

〔2・3 略〕

（農林中央金庫における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第六条 当分の間、第三条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農林中央金庫告示」という。）第五十六条第一項本文（新農林中央金庫告示第百三十四条第六項、第百四十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、農林中央金庫は、カレント・エクスポージャー方式（第三条の規定による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧農林中央金庫告示」という。）第五十六条の二に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合

〔2・3 同上〕

（農林中央金庫における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第六条 当分の間、第三条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農林中央金庫告示」という。）第五十六条第一項本文（新農林中央金庫告示第百三十四条第五項、第百四十二条第五項、第二百三十七条第二項及び第二百四十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、農林中央金庫は、カレント・エクスポージャー方式（第三条の規定による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧農林中央金庫告示」という。）第五十六条の二に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商

<p>第二百四十六条の七第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>
<p>るのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>		

において、農林中央金庫は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。

〔2・3 略〕

品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、農林中央金庫は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。

〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。